

令和4年11月22日
行政情報サービスセンター
担当：森田
内線：3382
外線：225-1236

石川県個人情報保護審査会の答申について（答申第52号）

石川県知事が令和4年10月21日付けで行った石川県個人情報保護条例（平成15年石川県条例第2号）第41条第2項に基づく個人情報保護制度の運営に係る諮問に対し、本日、石川県個人情報保護審査会（会長 小堀秀行弁護士）から、別紙のとおり答申がなされました。

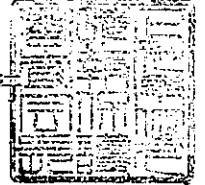
なお、本答申の内容については、令和4年11月15日に開催された第57回石川県個人情報保護審査会において決定されたものです。



答 申 第 5 2 号
令和4年11月22日

石川県知事 馳 浩 様

石川県個人情報保護審査会
会 長 小 堀 秀 行



石川県個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について（答申）

令和4年10月21日付け諮問総第1291号で諮問のあった石川県個人情報の保護に関する法律施行条例（以下「施行条例」という。）の制定について、下記のとおり答申する。

記

- 1 当審査会は、今回諮問された事項について、令和3年5月の個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の改正の趣旨を踏まえつつ、現行の石川県個人情報保護条例（平成15年石川県条例第2号）による制度運用との整合を図る観点から審議を行った。
- 2 個別の検討項目についての審査会としての意見は別表のとおりである。県においては、本答申を尊重し、施行条例を制定するよう望む。
- 3 また、各実施機関においては、法適用後も引き続き、個人情報の保護に最大限の注意を払い、セキュリティ対策をはじめ制度の適正な運用に、より一層取り組むよう要望する。

石川県個人情報保護に関する法律施行条例の制定に向けた対応の方向について (答申第52号)

1 条例で定めることが法律上必要な事項

番号	項目	関係規定		概要	検討内容	審査会の結論
		法	現行条例			
1	開示請求における手数料	第89条第2項	第24条第1項	<p>■開示請求に係る手数料の額は、実費の範囲内において条例で定めることとされている。</p> <p>→「実費」の内容としては、開示決定等の通知書の発出、請求者に交付する写しの作成等開示請求の処理及び開示の実施のための事務における人件費、光熱費、消耗品費、送付に要する費用等が含まれる。</p> <p>■実費の範囲内であれば、従量制とすることや手数料の額を無料とすることは可能である。</p> <p>→国では、保有個人情報に記載されている行政文書1件につき、オンラインによる請求の場合は200円、それ以外の場合には300円とする。</p> <p>→現行条例では、開示請求に係る手数料を徴収せず、開示文書の写しの交付に要する費用を実費として徴収する。</p>	<p>■開示請求に係る手数料は徴収しない。これは、個人情報開示請求に係る手数料は徴収しているからと、個人情報がどのように取り扱われているかという個人情報が適切に対応するために設けられた権利であることとから、徴収することには適当ではないと考える。以上を勘案すれば、現行と同様の負担を求めるとは適当である。</p>	<p>■本県では、開示請求に係る手数料は徴収していない。これは、個人情報開示請求に係る手数料は徴収しているからと、個人情報が適切に対応するために設けられた権利であることとから、徴収することには適当ではないと考える。以上を勘案すれば、現行と同様の負担を求めるとは適当である。</p>
2	行政機関等匿名加工利用に関する手数料(新設)	第119条第3項及び第4項	—	<p>■新設の制度。</p> <p>■手数料の額は、実費を勘案して政令で定める額を標準として条例で定めることとされている。</p> <p>→政令で定める額</p> <p>①新たに加工を要する場合 21,000円(定額部分) + 作成時間1時間迄ごとに3,950円 + 加工を委託する場合に支払う額 ※3,950円 = 全府省のH28年度1時間当たりの人件費単価 + 物件費単価 ※21,000円 = 3,950円 × 所要時間(提案の審査、契約等の基本事務の対応時間)</p> <p>②既成の匿名加工情報を提供する場合 当初に加工したときの手数料と同額</p> <p>③既に締結した者の変更利用の場合 12,600円 (3,950円 × 所要時間)</p>	<p>■手数料の額をどうするか。政令で定める額とおりにするか。</p>	<p>■法は、手数料について「実費を勘案して政令で定める額を標準として条例で定める額の手数料」としている。本県において、既に同制度を実施している国の機関と比較して特に考慮すべき事情がないことから、標準額とあり設定することとが適当である。</p>

石川県個人情報保護の保護に関する法律施行条例の制定に向けた対応の方向について（答申第52号）

2 条例で定めることが法律上許容される事項

番号	項目	関係規定		概要	検討内容	審査会の結論
		法	現行条例			
1	条例要配慮個人情報（新設）	第60条 第5項	—	<p>■法では、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮等が含まれる「要配慮個人情報」を規定するほか、地域の特性その他の事情に応じてその取扱いに特に配慮する記述等が含まれる個人情報として「条例要配慮個人情報」を条例で定めることは可能である。</p>	<p>■条例要配慮個人情報の追加が必要か。</p>	<p>■現時点では、条例によって独自に配慮すべき要配慮個人情報の追加の必要性はないと認められる。</p> <p>■今後の新たな施策や社会状況等を踏まえ、その必要性が生じた場合に改めて検討することとする。</p>
2	個人情報ファイル簿の作成及び公表	第75条 第5項	第11条	<p>■条例で定めるところにより、法で定められた「個人情報ファイル簿」とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することは可能である。</p> <p>→法では、千人未満の個人情報ファイル簿の作成・公表の義務なし。</p> <p>→現行条例では、人数にかかわらず、個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿として、「個人情報取扱事務登録簿」を作成、公表している。</p>	<p>■千人未満の個人情報ファイル簿の作成及び公表は必要か。</p>	<p>■個人情報の適正な管理、本人の権利利益の保護、情報漏えいの管理の観点から、千人未満の個人情報ファイル簿を作成・公表することとは適当である。</p> <p>■ただし、特定の個人が識別されるおそれがあると認めるときは、この限りではないとする。</p>
3	不開示情報	第78条 第2項	石川県情報公開条例 第7条	<p>■情報公開条例では公開となる情報が、法では不開示情報として規定されている場合であつても、当該情報を条例で定めることにより、不開示情報として規定される情報となることが可能である。</p> <p>■情報公開条例では非公開となつても、情報公開法上の不開示情報に準ずる情報については、当該情報を条例で定めることにより、不開示情報に追加することは可能である。</p> <p>→本県情報公開条例第7条第1号に非公開となる情報として定める「法令秘密情報」が、法の不開示情報として定めていないため、整合が必要である。</p>	<p>■法と本県情報公開条例との整合性を確保するため、法の不開示情報の除外若しくは追加が必要か。</p>	<p>■情報公開条例で公開となる情報又は非公開となる情報と法第78条第1項各号に定める不開示情報とを比較し整合しないものとして、情報公開条例第7条第1号に定める「法令秘密情報」が認められる。しかしながら、「法令秘密情報」は法第78条第1項各号のいずれかに該当するものは引き続き不開示となり、実質的に不開示の不開示の範囲と同等と考へらるべき必要はないと考へる。</p>
4	開示決定等の期限	第83条 第1項、 第108条	第19条 第1項	<p>■保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の手續に関する事項については、法の規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることは可能である。</p> <p>→法では、開示決定等の期限を開示請求があつた日から30日以内とする。</p> <p>→現行条例では、開示決定等の期限を開示請求があつた日から14日以内とする。</p>	<p>■法に定める開示決定等の期限を現行条例のとおりとするか。</p>	<p>■開示決定等の期限を法の規定どおりとした場合、行政サービス等の低下が懸念されるところに、当該期限を延長しなければならぬこととならぬ実務上の都合が確認されないことから、現行条例の規定どおりとすることが適当である。</p>

石川県個人情報保護に関する法律施行条例の制定に向けた対応の方向について（答申第52号）

2 条例で定めることが法律上許容される事項

番号	項目	関係規定		概要	検討内容	審査会の結論
		法	現行条例			
5	審査会の設置・諮問	第105条第3項、第108条	第37条第1項	<p>■審査請求の手続に関する事項について、法の規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることは可能である。</p> <p>→法では、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に係る審査請求については、行政不服審査法第81条第1項又は第2項の機関に諮問することとする。</p> <p>→現行条例では、実施機関に対する審査請求については、石川県個人情報保護審査会に諮問することとする。</p>	<p>■石川県個人情報保護審査会を行政不服審査法第81条第1項又は第2項の機関として位置づけ、引き続き同審査会に諮問することとするか。</p>	<p>■これまでの審査会における知見の積み重ねやインカメラ方式の審議の特殊性を踏まえ、現行の石川県個人情報保護審査会を行政不服審査法第81条第1項又は第2項の機関として位置づけ、引き続き同審査会に諮問することとするが適当である。</p>
6	審議会等への諮問	第129条	第41条第2項	<p>■個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要である場合は、条例で定めるところにより、審議会等に諮問することは可能である。</p> <p>→現行条例では、石川県個人情報保護審査会は、「実施機関の諮問に応じ、個人情報保護制度の運営に関する事項について、実施機関に意見を述べることができる」とする。</p>	<p>■個人情報保護制度の適正な運用の確保のため、引き続き石川県個人情報保護審査会に審議会の権能を付与することとするか。</p>	<p>■個人情報保護の適正な運用を確保するため、今後は必要ない見地に基づくこととする。特に国が想定している下記事項については、審議会機能を残すことは適当である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合 ・安全管理措置の基準を定めようとする場合 ・実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合
7	運用状況の公表	第165条第2項	第52条	<p>■法による委任の規定はないが、個人情報保護やデータ流通に直接影響を与えるような事項ではないため、条例で独自の規定を定めることは妨げられないとされている（個人情報保護委員会の見解）。</p> <p>→法では、個人情報保護委員会は、毎年度、運用状況の概要を公表するものとする。</p> <p>→現行条例では、知事は、毎年度、運用状況について公表するものとする。</p>	<p>■県による運用状況の公表を引き続き実施するか。</p>	<p>■現行の個人情報保護制度を開始して以来、毎年度、運用状況を公表してきたことである。今後、県民に対して公表することの意義は変わらないので、継続することが適当である。</p>

3 その他の事項

該当なし